

## 令和5年度 長野県人権政策審議会 議事録

日 時：令和6年2月6日（火）午後2時00分～午後3時30分

場 所：長野県庁議会増築棟 404、405号会議室

### 出席者

委 員：一由貴史、閻 小妹、小林広美、清水恵美子、菅沼 尚、  
塚田厚子、中島 敏、長谷川京子、和田明子（敬称略、五十音順）  
長野県：企画振興部、県民文化部、健康福祉部、産業労働部、教育委員会、  
警察本部（事務局 人権・男女共同参画課）

### 1 開 会

（事務局 小泉企画幹兼課長補佐）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度長野県人権政策審議会を開会いたします。

議事に入るまでの間、進行を務めます人権・男女共同参画課の小泉と申します。よろしくお願いたします。

はじめに、本日の審議会は、委員総数10名のうち9名の委員の皆様が御出席されております。委員数の過半数を超えておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

### 2 挨 拶

（事務局 小泉企画幹兼課長補佐）

それでは、開会に当たり、山田明子県民文化部長より御挨拶を申し上げます。

（山田県民文化部長）

長野県県民文化部長の山田でございます。本日は大変お足元のお悪い中、また御多用のところ御出席をいただきましてありがとうございます。

委員の皆様には、平素より本県の人権施策の推進にそれぞれのお立場から御支援、御協力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

県では、本年度からスタートいたしました総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」におきまして、基本目標に「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を掲げ、

人権の尊重や公正さ、多様性、包摂性を追求し、誰一人取り残さないことを共通の視点として政策を構築・推進しております。

社会経済情勢の変化の中で、人権に関する課題は一層多様化・複雑化してきておりまして、これまで以上に、県民の皆様お一人お一人が人権を尊重し、多様な個性を認め合うことが重要になってきているものと認識をしております。

本日の審議会では、人権施策全般、また犯罪被害者等支援施策の実施状況並びに人権政策推進の基本的な方向性について御審議をいただきたいと考えております。また、本年度から開始をいたしました長野県パートナーシップ届出制度につきましても、御報告を申し上げたいと思っています。

本日は、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局 小泉企画幹兼課長補佐)

それでは、議事に入る前に、前回会議から委員の交代がございましたので御紹介いたします。県議会議員の和田明子委員でございます。

和田委員、御挨拶をお願いいたします。

(和田委員)

御挨拶申し上げたいと思います。今年度県議会の審議会委員に選ばれまして、皆様と御一緒させていただきます和田明子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局 小泉企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。

県側の出席者でございますが、山田県民文化部長以下、県関係出席者名簿のとおりでございます。

次に、資料の確認をお願いいたします。事前にお配りしております資料番号1～4の4点の資料でございます。事務局の説明の際には、お手元の資料を御確認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして本日の日程でございますが、次第に沿って進め、終了をおおむね15時30分としております。円滑な進行に御協力をお願いいたします。

また、会議の議事録を作成いたしますので、御発言の際にはお名前を最初におっしゃってから御発言をいただきますようお願いいたします。

議事録は、委員の皆様にご内容を御確認いただいた上で、県公式ホームページに公表いたしますので、御承知おきのほどお願いいたします。

### 3 議 事

- (1) 人権施策の実施状況について
- (2) 犯罪被害者等支援施策の実施状況について
- (3) 人権政策推進の基本的方向性について
- (4) 報告事項 長野県パートナーシップ届出制度の創設について

(事務局 小泉企画幹兼課長補佐)

それでは、これより議事をお願いいたします。

当審議会の議長は、条例第6条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、一由会長、議事の進行をお願いいたします。

(一由会長)

それでは会議を進めていきます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきまして、活発な審議会となるよう御協力のほどお願いいたします。

まず、審議会の運営についての確認をさせていただきます。この審議会は原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合は所定の傍聴席で傍聴いただくことします。審議会の議事録については、事務局で公表案を作成していただいた後に、委員において内容を確認していただいて、修正等があれば修正の上、会議からおおむね1か月以内に県のホームページで公開することといたします。議事録では、発言者の氏名が表記されるということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、議事の方に入ってまいります。

一つ目ですが、「人権施策の実施状況について」という議題でございます。こちらについては、まず資料に基づきまして、事務局の方から御説明をお願いできればと思います。

(人権・男女共同参画課 清水課長)

人権・男女共同参画課長の清水と申します。私から御説明申し上げます。

まず、資料1-1をお手元をお願いしたいと思います。県では、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくために、人権政策推進基本方針を策定しまして取組を推進してございます。資料の1-1は基本方針における施策の方向性を示しておりまして、各項目の横に記載したページは、次の資料1-2のページに対応したものでございます。

資料1-2、今年度の事業内容と昨年度の実績をそちらで説明したいと思います。A3横の資料1-2をお願いいたします。ページが飛び飛びになりますが、開いてお読みいただければと思います。

本資料には、昨年度の審議会の御意見も踏まえまして、令和4年度の事業実績に具体的な実績や成果を記載させていただきました。それでは、主な取組や新たな取組を抜粋して御説

明を申し上げます。

まず1ページでございます。人権の視点に立った行政の取組といたしまして、行政職員、教職員、警察職員向けの研修を実施いたしまして、職員の人権意識の涵養に努めております。3番の職員人権研修事業では、今年度は県と市町村の職員を対象に、性の多様性に関する研修会をオンデマンド配信により実施いたしました。

次に4ページをお願いいたします。人権教育啓発についてでございますが、13番の人権尊重社会づくり県民支援事業でございます。県民の皆様が主体的に企画・実施する人権意識向上のための学習会、あるいは研修会等の取組を支援しておりまして、4年度は8団体の取組に対して支援をいたしました。

また、15番の人権啓発推進事業では、企業向けの啓発といたしまして、4年度は「ダイバーシティ&インクルージョンの実現」をテーマにした講演会を開催し、今年度は企業におけるLGBTQ施策をテーマに開催いたしました。

続いて5ページでございます。18番の人権啓発センターでございますが、地域からの要望に基づく人権学習会への講師派遣、あるいはパネル展の開催など、県民の皆様が人権課題に理解を深めて、自分事として考えるきっかけとなるような啓発事業を実施してございます。

その下の19番の事業では、12月の人権週間に合わせて人権フェスティバルを開催しておりまして、4年度は「SDGs と人権」に関する講演ですとか、犯罪被害者等支援に関するパネルディスカッションを実施し、2月までオンデマンド配信を行った結果、2.5万回の視聴がございまして、例年より多くの方に御覧いただけたと思っております。

今年度は、人権全般、子ども、インターネット、性的マイノリティの4つをテーマにした講演をオンデマンドで配信しておりまして、今月末までYouTube上で視聴いただけるということにしております。

続いて6ページをお願いいたします。20番の事業では、長野美術専門学校の学生の皆さんとの共同による人権ポスターの作成、松本山雅をはじめとした県内4つのプロスポーツチームと連携したホームゲームでの啓発などを実施しておりまして、こうした多様な手法を用いた啓発に取り組んでいるところでございます。

次に、飛びまして8ページをお願いいたします。人権相談・支援の取組といたしまして、人権に関する総合相談につきましては、18番の人権啓発センターにおいて対応してございまして、4年度は266件の相談に対応いたしました。このほか、次に説明します分野別施策に記載がございすけれども、外国人や障がい者等の個別の人権分野につきましても、専用相談窓口を設けまして、ニーズに応じて相談対応業務を実施しているところでございます。これらの相談窓口につきましては、33番に記載のとおり、ホームページやハンドブック等によりまして周知を行っているということでございます。

引き続きまして、分野別施策ということで御説明を申し上げます。

同和問題については9ページをお願いいたします。34番の人権・共生のまちづくり事業

でございますが、人権課題の解決のための各種事業等を行う市町村の取組を支援するという  
ことで、13 市町村に対しまして実施事業等の経費の一部を補助しております。

また、今年度の啓発・教育の取組といたしましては、その下の 6 番の事業におきまして、  
同和問題について理解を深める教職員向けの連続講座を新たに開催したほか、インターネ  
ット上に特定の地区を同和地区として書き込む事案が全国的に増加しているといったよう  
な現状を踏まえまして、10 ページの 19 番でございますけれども、インターネットによる人  
権侵害をテーマとした講演を実施しているということでございます。

次に 13 ページをお願いいたします。36 番の長野県多文化共生相談センター設置事業にお  
きまして、県内に暮らす外国人の方が安心して生活できる環境整備を進めるために、生活に  
関する相談対応や情報発信等の事業を実施してございます。

次に 14 ページをお願いいたします。女性に関してでございますが、47 番の男女共同参画  
センターでは、男女共同参画社会の形成を促進する拠点として、各種講座の開催などを行っ  
てございます。

また今年度からは、15 ページでございますが、51 番、女性の職業生活における活躍の推  
進に向けまして、県内企業、法人、自治体のリーダーが自ら集い、情報や課題を共有して、  
意識改革、行動変容につなげるということを目的に、「女性から選ばれる長野県を目指すリ  
ーダーの会」を発足させまして、リーダーミーティングを開催したほか、女性の就職やキャ  
リア形成支援として、18 ページ以降になりますけれども、65 番の地域就労支援センター事  
業、あるいは 69 番、70 番のデジタル人材育成のための事業を新たに実施してございます。

また 20 ページでございますが、DV や性犯罪などあらゆる暴力から女性を守るための取組  
といたしまして、73 番の女性保護事業、154 番の性暴力被害者支援センター運営事業等を行  
っているところでございます。

次は 21 ページでございます。子どもの関係でございますが、81 番の子ども支援センター  
運営事業におきましては、いじめや体罰等に悩み苦しむ子どもたちに寄り添いつつ、適切な  
相談・救済につなげるための支援などの事業を実施しております。

次に高齢者の関係、25 ページをお願いしたいと思います。100 番ですが、地域包括ケア構  
築推進事業におきまして、中山間地域の介護サービス提供体制の確保、それから 24 時間  
在宅ケアの仕組みづくり、在宅医療・介護連携の推進等の支援などの事業を実施しております。

次に、飛びまして 29 ページをお願いいたします。障がい者の関係でございますが、65 番  
の事業におきまして、就労に関する伴走型支援を実施しております。

また、31 ページでございますが、131 番の事業におきまして、長野県障がい者共生条例、  
一昨年、令和 4 年 4 月の施行に伴いまして、共生社会づくり推進員を配置するとともに、専  
用相談窓口を開設いたしまして、相談者への対応を実施しているところでございます。

次に 33 ページをお願いいたします。ハンセン病の元患者等でございます。144 番の啓発  
事業では、パンフレットの作成・配布、あるいは企画展の開催等を実施いたしております。

あと、新型コロナの影響により中止をしておりました県民による療養所訪問交流事業で

すけれども、今年度、4年ぶりに実施をいたしました。しかしながら、入所者の高齢化ということもございまして、交流がなかなか難しくなっているという現状があるというところでございます。

次に34ページでございます。犯罪被害者等支援と記載してございますが、令和4年4月施行の犯罪被害者等支援条例及びそれに基づく計画によりまして施策を推進しております。詳細につきましては、議事の(2)で御説明申し上げたいと思います。

次に37ページをお願いいたします。様々な人権課題ということで、特に性的マイノリティにつきまして、161番、性的マイノリティ理解促進・支援事業におきまして、県や市町村への職員研修の実施のほか、本年度には、先ほどもお話がございました長野県パートナーシップ届出制度を創設してございまして、詳細につきましては議事の(4)で御報告を申し上げます。

次に39ページをお願いいたします。インターネットによる人権侵害ということで、165番の児童生徒への啓発活動では、児童生徒、保護者にアンケート調査を行いまして、ICT機器の利用実態や保護者の認識を把握し施策につなげております。また4年度には、インターネットのトラブルとその対応方法等を紹介したウェブサイトを開設するなどの事業を行っております。

飛ばしまして恐縮でございましたが、説明は以上でございます。お願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。県が非常に多様な施策を実施していただいているということはこの資料からも分かると思いますが、委員の皆様には、ただいまの説明を踏まえまして、御発言、御意見、御質問等をいただければと思います。

御発言のある方は挙手をお願いします。どうですか。

そうしたら、私の方で教えていただきたいところをお尋ねしますが、8ページで、先ほど御紹介いただいた18番の人権啓発センター事業というところで、先ほど266件の相談に対応していただいたという説明があったんですが、差し支えない範囲で、あるいは分かればでもいいんですが、どういう分野の相談が多いのか。例えば女性とか、子どもとか、外国人とか、そういった傾向とか特色、最近こういう相談が多いとか、そういったことについて何か分かれば教えていただければと思います。

(人権・男女共同参画課 神戸課長補佐)

人権・男女共同参画課の神戸と申します。よろしく申し上げます。特に特定の分野が多いという傾向はないんですけれども、生活全般にわたって、隣の方から差別的な言葉を投げられたとか、あるいは医療機関とかお店とかに行ったときに不当な扱いを受けたとか、あるいは職場でハラスメントといったようなことがあったとかそういった相談が多く、分野の中で特にこれというものはございません。

(一由会長)

分かりました。例えば、ハラスメントとかそういった具体的にその場での相談で終わらないとか、県の方でもハラスメントについて直接企業に対して指導するとかということに対応しづらいとすれば、何かこういう相談窓口がありますよという御案内とか、そういうのはどこかにつながるのでしょうか。

(人権・男女共同参画課 神戸課長補佐)

人権啓発センターで解決するというのはなかなか難しいので、専門機関への相談が必要になる場合は、例えば労働局ですとか、そういったところを御案内しているところです。

(一由会長)

ありがとうございました。私は今質問させていただきましたが、ほかに何かございますか。では、閣委員、お願いいたします。

(閣委員)

委員の閣小妹です。先ほどの会長の質問と似ているのですが、13 ページの外国人の相談件数は、何年も前からずっとどういう傾向があるか、具体的にどんな分野についての相談があったか、それからさっき会長もおっしゃったんですが、相談があつて、どういうふうに解決につながったのか。それについて単なる相談が相談で終わってしまうとあまり意味がない。つまり分類、あるいはこの分野だったら何々課、あるいはどこどこにさらに解決法を考えてほしいとか、考えるように相手にもちゃんと伝えておかないと、ただ相談、つまりカウンセリングと違って、単なる精神的に何か話すのではなくて、特に外国人の相談件数は2,000件もあるので、その中にどのぐらい解決に向けて、あるいは今でも傾向として増えているのか。

今までの毎年の傾向も、外国人の在留資格の問題は最初にすごく多かったと思うんですが、だんだん減っていると思います。むしろ今は定着しています。定着しているうちにまた新しい問題が出てきて、つまり内容についてどんどん変化していくと思うんですが、今まで中国人が多かったんですが、今はもしかしたらベトナム人とか多く何かある。それから今までは在留資格の問題が多かったんですが、これからはもしかしたら、特に優秀な人材を取り込むために、そういう人材が長野県に来たい、長野県で何か仕事をしたい、それは今までの在留資格の問題ではなくて、むしろ国も奨励している IT 関係の人はやはり生活しやすい、東京じゃなくて、IT 関係の人は周辺に来たいと思う。私の周りの人は、一度は長野県に来たみたいです。卒業して日本のゲーム会社に勤めて、それは自宅から、必ずしも都内じゃなくて遠いところからも通えるということで、長野県にも一度来たこともあつて、それでどこにどういうふうに相談した方がいいとか、これから恐らくそういう人からの相談もある。つまり、どんどん相談の内容が変わっていくので、把握しておかないと、件数だけでは意味が

ないと思っています。以上です。よろしくお願いします。

(一由会長)

今のお話は、36 番の外国人の方が多文化共生相談センターに相談された件数が 1,937 件で、私もとても多いなと思って見ていたのですが、この分野ごとにどういう相談が多いとか、さっき私が聞いたことと似たような話で、相談傾向の変化、今多くなっているのはどんな分野の話なのか、そういったことを把握しておいた方がよりよい施策につながるのではないかという御意見ということですか。質問も含めてですか。

(閻委員)

その辺も、何年か前からの分野ごとに報告してほしいと。ほとんどないので。

(一由会長)

分野ごとのデータがそもそもあるのかという御質問と、なければ今後データを収集していただきたいというお話かと思えますけれども、あるのかという質問と、ある場合には分野ごとに、数年ぐらい前からのパーセンテージとか、よく円グラフみたいなものであると思えますけれども、ああいう形で説明していただけるとよりよいのではないかと、そういう御意見ですね。何かこの点で、現時点でできる回答など事務局でありますか。

(多文化共生・パスポート室 花岡主任)

長野県では、多文化共生相談支援センターを通じて外国人の相談を承っていますけれども、今御指摘のあったデータについては例年データを取っておりまして、その中でも分野ごとに、例えば入管に関するような在留資格の手続についての相談なのか、また、結婚や離婚といった身分に関する相談なのか、またコロナ禍の際にはコロナに関する相談なのかといった分野ごとの集計をしております。

相談センター自体は、御質問の中でいつからかということだったかと思うんですが、令和元年 10 月から開設しております。件数としては 1,937 件が令和 4 年度ですけれども、おおむね例年 2,000 件前後という流れになってはいますが、今年度 12 月時点で約 1,200 件程度ですので、若干下がってきている傾向がございます。その点については、相談センターが知られていないという問題があるのか、それともまた別の社会的な傾向が何か起因しているのかということ、今、相談窓口の相談員ともいろいろと分析を進めているところではあります。

コロナ禍を経て、生活相談、困窮ですとか、就労ですとか、そういった相談が見えてきたという点が相談センターの方、また県の社会福祉協議会の方からも御連絡をいただいておりますので、そういった機関と連携しての相談を今進めているところでございます。



(一由会長)

ありがとうございました。そうしますと、既に今の御回答からすると、県の方で一定の分類した分野ごとにデータはあるということで、特にこれから何か調べなければいけないとかそういう話ではないということですね。

(多文化共生・パスポート室 花岡主任)

はい。手元にデータはございます。

(一由会長)

そうであれば、御関心も高いところのようなので、例えば後日でもいいと思うんですが、令和4年度はこうでしたとかというのを、委員の方に送っていただくのはできますか。それは難しいですか。

(多文化共生・パスポート室 花岡主任)

可能だと考えています。事務局の方とまた調整させていただきます。

(一由会長)

別に急ぐというわけではないので、時間の都合が果たらということでもいいと思います。それを見ていただいて、また次回審議会で御意見をいただくということにしたいと思えます。よろしくをお願いします。

では、ほかのことについて、何か御意見とか御質問とかありますでしょうか。

長谷川委員。

(長谷川委員)

2ページの8番で、学校生活相談体制充実事業に関してです。令和5年の事業内容のところにシンプルに2行書いてありまして、学生生活相談センターに心理士さんが1名配置というのと、LINEの相談窓口が通年というのが書いてあります。この記載の形ですと、これは令和4年の事業実績をほぼほぼ踏襲して、それで変わった点が二つ書いてあるのかなと思いました。確認ですが、事業としては、学校生活相談センターの担当者が「指導主事と共に臨床心理士を配置し」の部分が、臨床心理士さん1名の配置に変わったと取れますが、これは常任の方を1名配置したということなのか、指導主事さんではなくて心理士さんだけになったのか教えていただきたいのと、二つ目は、LINE相談窓口の方は、年間72日であったものを通年365日に日数を増やしたということによろしいでしょうか。そしてそれはLINEですので24時間であるかも教えてください。

これで最後ですが、その担当者ですが、上の方の相談事業は夜間を除いて心理士さんかと思いますが、このLINE相談窓口の担当者の方については書いていないのですが、これも上

の臨床心理士さん1名がなさるのかどうか。これを教えてください。以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。8番についての資料の読み方も含めての御質問かと思いますが、今の御質問は回答可能でしょうか。お願いします。

(教育委員会事務局心の支援課 尾台主任指導主事)

心の支援課の尾台と申します。今いただいた御質問に対してですが、学校生活相談センターは、現在も臨床心理士と指導主事の複数名の体制で対応しております。昼間と夜間とまた対応は違いますが、昼間はこのような形で相談に対応しております。

LINE 相談窓口ですが、日数は、予算とニーズで調整しておりまして、令和5年度は令和4年度よりも10日ぐらい若干増やして開設しておりますが、通年というお話の捉えは、毎日365日ではなくて、原則的に水曜日で、相談ニーズが高いときは日曜日も開設したり、ピアデイということで学生さんたちの対応日を設けたりということで、なるべく開設できる日を増やしております。ただ通年365日には至っておりません。

時間ですが、学校生活に支障を来さないように、基本的に夕方6時から9時までということでそのように設けております。

LINEの相談員ですが、外部委託をしております。有資格者を人数そろえて対応をしております。以上です。

(一由会長)

大丈夫でしょうか。何かございますか。

(長谷川委員)

意見です。「ひとりで悩まないで」とタイトルにありますので、私も仕事では児童精神領域でやっております。学校生活に支障がないようにということですが、やはり今の子どもたちも、私たちもそうですが、LINEが非常にアプローチしやすい手段ですので、学校に行けずにお休みされているようなお子さんも悩んでいる一人になりますので、そのあたり、もしマンパワー的に利用する日時を限らなくてはいけないとしても、なるべく何らかの形で多くの子どもがアプローチできるように変えていっていただきたいと思います。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかにはございますでしょうか。

菅沼委員、お願いします。

(菅沼委員)

2点ありますが、まず1点目は、先ほどの外国人の関係です。43番の外国人児童生徒への支援のところですけども、一つは支援のニーズというものがより高まっているのかどうかということと、やはり先ほどお話がありましたが、時間の経過とともに、言語にしても支援内容が変わってくるのではないかと思います。その辺、現状を教えていただければありがたいです。

もう一点、8ページの3の人権相談・支援の関係機関との連携になるのか、あるいは21ページからの4の子どものところになるのかなと思うんですが、私が見ていて、こども食堂というのがすごく注目されているような気がします。そもそも子どもの貧困というところから出てきた活動なのかもしれませんが、もうちょっと幅広く捉えて、人権の観点からいろいろな意味を持っているんじゃないかと思うんです。直接県でやっている部分ではないかもしれませんが、残念ながらと言いますか、この一覧表を見た範囲では一言もそういうことは出てこないわけで、一つは県としてどういうところと連携しているのか。また、具体的に何かそのことについてこんなようなことをやっているというのがあれば教えていただきたいと思います。

(一由会長)

ありがとうございました。二つ御質問があって、最初の方についてはいかがでしょうか。

(事務局 小泉企画幹兼課長補佐)

事務局ですが、43番の事業につきましては担当課がおりませんので、また確認して、後日文書でお伝えさせていただきたいと思います。

(一由会長)

承知しました。菅沼委員、よろしいですか。

(菅沼委員)

はい。

(一由会長)

では、二つ目の方の質問ですが、こども食堂に関しての御質問ですが、これはいかがでしょうか。

(次世代サポート課 市川課長補佐兼次世代企画係長)

次世代サポート課の市川と申します。信州こどもカフェの推進の関係ですけども、県で

は県内の子どもと地域の大人との関わりを通じまして、様々な困難を乗り越えて成長する力を育むということを目的に信州こどもカフェの取組を推進しているところでございます。

これまでの主な取組としては、情報共有ですとか連携促進を行うために、運営者、それから市町村、社協、市町村等で構成される信州こどもカフェ推進地域プラットフォームを10圏域ごとに構築しましたり、信州こどもカフェ運営支援事業補助金によりまして、食材費などの支援を実施しているところでございます。連携等については以上となります。

(一由会長)

資料が大部で目が届かなかったのですが、こどもカフェというのは何番のところに書いてあるんですか。

(次世代サポート課 市川課長補佐兼次世代企画係長)

人権施策の中で事業名としては出てきてはいないかと思います。

(一由会長)

そういう御説明ですね。先ほどのような取組はしていると。

菅沼委員、何かございますか。

(菅沼委員)

取組をやっているということは分かりましたけれども、これだけ幅広く人権という立場で一覧表をつくっている中で、今、こども食堂で実施されている中身というのは、人権という点から捉えなければいけない内容であるし、それが出ていないということ自体、私は問題ではないかと思います。

(一由会長)

和田委員、お願いします。

(和田委員)

関連して、今のこどもカフェの取組の重要性ということは本当に大事なことなんですけれども、こども食堂というくくりの書き方が、15ページの52の項に「コロナ禍において不安・困難を抱える女性に対する緊急支援事業」の中で、令和4年はこども食堂を運営するNPO法人の取組を活用した支援を実施したとか、相談件数や女性の居場所ですとか、生理用品というふうなくくり方といますか、表記の仕方も、今のこどもカフェとの関係についてはもう少し丁寧にする必要があるかなと、今の話を聞いていて思ったところです。

ジェンダー視点でいろいろな取組をしていただくという中においては、コロナという特殊な事情があった中で、特に経済的困窮に陥った家庭、女性、子ども、そういうことでいう

と多岐にわたってくるんですけども、そういうふうな視点でみるとこういう書き方になってしまうのか、やはりもう少し丁寧に表記をする必要があるのかということは御検討いただきたいと思います。

(一由会長)

今出た御意見を整理すると、こども食堂については女性という角度からの位置付けはされているけれども、21 ページ以下の子どものところでは言及がないのではないかとということで、つまり女性という切り口ももちろんだけれども、当の子どもの人権という角度からも位置付けていただくとよりいいのではないかと。取組は先ほどの資料を見ますと、52 番でいただいているところもあるようですが、そこは次回報告するときの課題というか、検討事項としていただければと思います。よろしく申し上げます。

ほかにございますか。

中島委員、お願いします。

(中島委員)

お願いします。先ほど説明の中で、ネット上の差別や偏見を助長する投稿・書き込み等があった場合のことが触れられたと思うんですが、私、ちょっと目をそらしてしまってどこだったか分からなくて申し訳ないんですが、その件です。人権三法が出されていますが、いまだに物すごい投稿があると聞いています。それから、私自身もあまり確認していなくて申し訳ないのですが、確認するとそれを見た回数にどんどん入ってしまうということがありますので、長野県の関係するもの、また外国人の問題に関係するもの等の書き込みも結構出ていると聞いていますし、私も実際に見たものもあります。

このようなものを見たときに、何とかこれを止める方法はないのかと考えたときに、いろいろ見てみましたら、差別や偏見を助長する投稿があったときに、プロバイダなどに削除を求められるようなことを盛り込んだ条例を制定しているところがあるということが分かりました。群馬、大阪、佐賀辺りではそういう条例ができてっていると聞いています。

この条例があることによって、何か抑止に多少の効果があったり、またはプロバイダに言ってくれるというところがあるのではないかと思います。長野県としては、差別する、偏見を助長するような投稿に対する防止の条例などについては、今どんなふうを考えておられるのか。また、そのような投稿があるということ、または前からちょっとお願いをしていたんですが、モニタリングをしていかななくてはいけないのではないかと。なかなか見つけられない。多くの目で見つける方法についてもぜひ考えていってほしいということをお願いしたと思うのですが、そのモニタリングのことについてはどのようなことになっているか、お聞きしたいと思います。2点です。

(一由会長)

今の点はいかがでしょう。インターネット上の人権侵害ということだと思いますが、願います。

(人権・男女共同参画課 神戸課長補佐)

ただいまインターネット上の人権侵害に関する御質問をいただきました。まず、ネット上の差別的な書き込み等をなくすという部分は、やはり啓発が大事かと思っております。ただ、やはりそういった書き込みがあるという現実もございますので、そういった書き込みがあったときには、本県では地方法務局と県と市町村の間で、人権侵害事案の報告・通報の体制を整えて対応しております。削除が必要な情報につきましては、地方法務局に削除要請の対応を行うというようなことで対応しているところでございます。

あと、国の方の法制度の問題もございますので、全国知事会等を通して国に対して実効性のある対策を講じるよう求めているところでございます。

2点目のモニタリングの関係ですけれども、中島委員から前回も御意見いただいたところでございます。今年度は、県内でもそういった事案が起きているということもありますので、市町村と一緒に効果的・効率的なモニタリングの実施について、研究会を3回ほど開催しまして、県や市町村がそれぞれでやるのではなくて、何か連携してできないかという部分で研究会を開催したところでございます。そういった研究の内容を踏まえて、県の取組についても考えていきたいと思っております。以上でございます。

(一由会長)

よろしいでしょうか。では、今日はめじろ押しで議題がたくさんありまして、時間の関係もあるので、どうしてもというものがなければこれで施策についての御意見、御質問はいったん区切らせていただきたいと思います。何かございますか。どうしてもこれは聞いておきたいということはよろしいですか。

では、次の議題ですけれども、(2) 犯罪被害者等支援施策の実施状況につきまして、まず資料に基づいて事務局から御説明をお願いしたいと思います。

(人権・男女共同参画課 清水課長)

引き続きお願いいたします。まず資料の2-1でございます。県では、長野県犯罪被害者等支援条例を令和4年4月1日から施行いたしまして、それに基づきまして犯罪被害者等支援推進計画をつくり、それに基づいて施策を推進しているところでございます。条例の制定に当たりましては、本審議会の部会を設けて検討いただいたという経緯もございます。

施策の推進状況につきまして、計画の施策体系に沿って御説明申し上げたいと思います。

資料の2-1は施策体系を記載したものでございますが、4つの柱がございまして、それに基づきまして体系的に施策を推進しております。

その状況を資料の2-2で御覧をいただきたいと思っております。左側が計画に記載された施

策の概要で、右側が今年度の事業内容と令和4年度の事業実績となっております。また抜粋して御説明を申し上げます。

まず1ページでございますが、「総合的な支援体制の整備」という施策の柱1でございます。支援体制の整備というところでは、1番として、犯罪被害者等総合支援窓口を条例の施行に合わせて設置いたしまして、相談等への総合的な対応を実施してございます。昨年度は20件の相談に対応したということでございます。

3番は、被害者の方が様々な相談や手続等について記載をします「被害者支援ノート」を新たに作成するとともに、4番の支援従事者向け手引につきましても、今年度改定しまして、関係機関に配付をしているというところでございます。

(2)の「民間支援団体に対する支援」につきましては、犯罪被害者等早期援助団体でございます認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターに対しまして、この6番から9番に記載のとおり支援を行っているところでございます。

(3)の「人材の育成」につきましては、10番でございますが、市町村担当者への研修会等の開催におきまして、市町村担当者をはじめとする支援従事者向けの研修を実施しております。昨年度は警察庁との共催による研修会を実施しまして、237名の参加者がございました。今年度も長野犯罪被害者支援センターと連携をいたしまして、市町村支援担当者向け研修会を実施しているところでございます。

次に、2ページからは施策の柱2「相談・情報提供の充実」というところです。まず、(1)「相談及び情報の提供等」では、15番の県の犯罪被害者等総合支援窓口のほか、16番で、市町村の窓口についても周知を行ってございます。17番でございますが、県警察及び民間支援団体と県、市町村との相互連携の促進では、今年度センターに市町村における犯罪被害者等支援業務を委託いたしまして、市町村支援担当者向けの研修会を協力して開催するとともに、市町村支援担当者に対しまして、センターが専門的な助言を行うという体制を構築してございます。

22番の弁護士による無料法律相談につきましては、県弁護士会と協定を締結いたしまして、令和4年9月に無料法律相談制度を創設いたしました。本制度は、犯罪被害者等支援に精通をしていらっしゃる弁護士を紹介するとともに、初回1時間の弁護士による法律相談料金を公費負担するというものでございまして、昨年度は1件でございました。今年度は数件あるという状況でございます。

その他24番から4ページの42番までは、交通事故、あるいは事件、子どもや女性、配偶者、障がい者、性被害、心身の被害等に関する相談対応をしております、具体的な内容は記載のとおりでございます。

4ページでございます。(2)「損害賠償請求に関する情報の提供」、あるいは(3)の「刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供」につきましては記載のとおりで、各種情報の提供・助言等の施策を行ってございます。

次に5ページから8ページまでは施策の柱3になります。「早期回復・生活再建に向けた

支援」ということでございます。

まず（１）の「心身に受けた影響からの回復」では、52番のカウンセリング費用の公費支出につきまして、令和4年10月から新たに処方薬料や検査料等を対象に追加しておりまして、昨年度は12人に対して公費支出を実施してございます。

（２）の「日常生活の支援」では、56番の生活困窮者の自立に向けた支援などの施策を実施しております。

6ページでございますが、（３）の「安全の確保」では、61番の一時避難場所の宿泊料の公費支出など、被害者の皆様が二次被害や再被害に遭わないための施策を実施しております。

（４）の「居住の安定」では、67番におきまして、犯罪被害者等の皆様の県営住宅の優先入居を行っているほか、69番の民間賃貸住宅の確保・情報提供におきまして、犯罪被害者等の方の入居を拒まないセーフティーネット住宅の登録を進めておりまして、令和4年度末時点で1万6,000余の戸数の登録がございました。

6ページから7ページまでの（５）「雇用の安定」では、73番の事業者等への理解の促進におきまして、企業人権教育推進連絡協議会などの機会を通じて周知を行ったところでございます。

（６）の「経済的負担の軽減」では、条例の施行に合わせまして、被害に遭われた方の被害直後に直面する経済的負担が軽減されるように、79番でございますが、長野県犯罪被害者等見舞金制度を創設いたしまして、犯罪被害者の遺族の方に対して60万円、重症病を負った被害者の方に20万円の給付をするということで行っております。令和4年度は給付実績はございませんでしたが、今年度は複数の給付実績があるという状況でございます。

このほか80番の国の犯罪被害給付制度の周知、あるいは犯罪被害者の方への適切な教示のほか、85番から88番におきまして、犯罪被害者等が負担する診断書料、死体検案書料等、あるいは司法解剖後の遺体搬送費用、出頭した参考人等費用、ハウスクリーニング費用の公費支出制度を実施してございます。

次に9ページ、「県民の理解の増進」という柱でございます。96番の犯罪被害者週間に合わせた広報啓発、ホンデリングプロジェクトや、あるいは今年度は啓発パネルの展示ですとか、長野駅前での相談窓口チラシ等の配布を行ったところでございます。

101番の広く県民等に向けた広報啓発では、令和4年度、昨年度は人権フェスティバルで、犯罪被害者等支援に係るパネルディスカッションを実施いたしまして、オンデマンドで配信をしたというところでございます。

（２）「学校における教育」では、103番の中学生・高校生を対象としました「命の大切さを学ぶ教室」を、令和4年度は65回開催いたしまして、約1万人の受講があったということでございます。

飛ばし飛ばしかいつまんで説明しましたが、以上でございます。よろしく願いいたします。



(一由会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様、今の御説明を踏まえて御発言をいただきたいと思います。御発言のある方は挙手をお願いします。

特にこの犯罪被害者の施策のところはよろしいですか。いろいろ御説明していただきましたが、よろしいですか。インターネットで参加されている方もよろしいでしょうか。

では、この点は特に御質問、御意見がないようですので、この議題は以上にしたしたいと思います。

続きまして、(3) 人権政策推進の基本的方向性の議題でございます。こちらについては、資料に基づいて、まず事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(人権・男女共同参画課 清水課長)

引き続き御説明を申し上げます。資料3をお願いいたします。

本日は、現行の長野県人権政策推進基本方針において捉えられていない人権課題はないかという点につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えてございまして、その趣旨や御意見をいただくための参考事項ということで、資料3により御説明を申し上げます。

2ページを御覧いただきまして、本県では平成22年に策定をいたしました長野県人権政策推進基本方針に基づきまして人権施策を推進してきているというところでございますけれども、策定から10年以上経過しているということで、社会経済情勢が変化する中で、多様化・複雑化する人権課題に対応した施策というものを推進するためには、改めて人権政策の在り方の検討が必要ではないかと考えているところでございます。

具体的な状況といたしましては、その下にございますが、人権を巡る状況といたしまして、人権と密接に関係したSDGsの達成に向けた世界的潮流、あるいは人権に対する社会的関心の高まり、自然災害の発生や感染症感染拡大などの非常時における人権に関わる問題の顕在化といった、人権課題として捉えられる事象が広がりを見せているという状況があるかと思っております。

また、国や他県の動向といたしまして、国においては平成28年の人権三法、あるいは昨年のLGBT理解増進法等、法整備の進展が見られたり、他県におきましては、基本方針等に位置付ける人権課題が多様化をしたり、あるいは人権に関する様々な条例等が制定されるなどの取組が見られるところでございます。

このような状況から、人権課題が一層多様化・複雑化してきている中で、より大きな視点で人権政策の射程や手法等、人権政策の在り方を改めて検討することが必要という認識を持つに至りまして、まずは人権課題として捉える事象が広がりを見せる中で、人権政策の射程とする人権課題を整理したいと考えているところでございます。

一番下に参考で本県の取組を記載してございますが、基本方針策定後の本県の取組とい

たしまして、個別の人権分野では記載のような、子ども、障がい者、犯罪被害者等の各種条例の制定とか、あるいは性的マイノリティの関係の制度の創設を行っているほか、先ほど部長が挨拶で申し上げましたが、今年度からスタートした5か年計画におきましては、人権の尊重や公正さ、多様性・包摂性を追求し、誰一人取り残さないということを共通視点の一つに掲げまして、政策の構築・推進を行っているというところでございます。

次に3ページをお願いいたします。現行の人権政策の射程として、現状では基本方針に基づいて人権政策を推進しているということをごさしまして、この基本方針に掲げる人権課題が現状における人権政策の射程と考えておりますが、この基本方針では11分野の人権課題を掲げております。3ページはその項目と主な内容を記載してございます。

1の同和問題から10番の様々な人権課題というところにつきましては、人権侵害を受けている、あるいは受けやすい属性の視点からまとめたもの。11番のインターネットによる人権侵害は、人権侵害が生じている、あるいは生じやすい場面の視点から捉えた課題であると考えられるかと思っております。

次に4ページをお願いいたします。2ページで御説明申し上げましたとおり、SDGsの基礎に人権があるということで、さらに人権に対する社会的関心が高まっているという現状から、人権課題として捉えられる事象の範囲が広がってきていると。その結果といたしまして、行政のどの施策も多かれ少なかれ人権には関係があると捉えることができると思っております。

しかしながら、人権政策をあまり幅広に捉え過ぎてしまうと問題が拡散して、重要な部分がかえって見えにくくなるおそれがあるという懸念もございまして、この人権政策というものを捉える範囲を明確にするために、射程とする人権課題をどう捉えるか検討が必要だと思っております。

そこで本日におきましては、この手がかりとして、現行基本方針において捉えられていない人権課題は何かという観点で御意見をいただきたいと考えてございまして、その参考として、国や他県において位置付けております人権課題を二つの視点で整理したのがこの4ページになります。

①ですが、一つ目は差別、虐待などの人権侵害を受けている、あるいは受けやすい属性の視点から捉えるものということで、基本方針で先ほどお話しを差し上げましたように、3ページにございますように、分野別の1～10が該当するものと捉えておりまして、これになりものとしたしましては、これまでの審議会では新型コロナウイルス感染者ですとか、あるいは性的マイノリティの方々につきましては、様々な人権課題ではなくて別項目とすべきではないかという御意見なども頂戴してございます。

さらに、国や他県において位置付けているその他の課題の例を見ますと、HIVやハンセン病などの感染症のほか、難病等の患者を位置付けているという例もございまして。

②はその他の視点ということで、例えば人権侵害が生じやすい、あるいは生じている場面などの視点もございまして、基本方針では、先ほど御覧いただいたとおり、インターネット

による人権侵害が位置付けられると考えられております。

このほかの人権課題として、これまでの審議会では職場、働く人の人権課題や自然災害発生などの非常時における人権課題を挙げていただきました。さらに国や他県におきましては、このほかにも幾つか例がございまして、便宜上これらを三つに区分して整理いたしておりますが、人権侵害の場面といたしましては、災害のほか、職業や雇用としてくくっておりますが、ハラスメントや公正な採用などを項目としている例がございまして。

また、人権侵害の対応といたしましては、個人情報への侵害ですとか、生活困窮などがございまして。また場面と態様のいずれにも該当しないものとして、環境といったものを入れている例もございまして。

以上の国や他県における人権課題の具体的な内容は、5ページ、6ページに参考としてお示ししてございます。

5ページを御覧いただきますと、こちらは国において位置付けております人権課題と本県の基本方針の比較の表でございまして。真ん中の「法務省 啓発活動強調事項」の下の方に下線が引いてございまして、この部分は本県の基本方針に項目がないものということになります。

また、6ページにつきましては、他の県の基本方針等によって位置付けております本県の基本方針にはない人権課題の例として、先ほど御説明した項目につきまして、主な内容を具体的に記載をしているというものでございまして。

今御説明申し上げました資料を参考にさせていただきまして、現行の基本方針では掲げられていない人権課題について御意見を頂戴できればと思っております。

説明は以上でございまして。

(一由会長)

ありがとうございます。今の御説明を踏まえまして、委員の方から御意見等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

閻委員、お願いします。

(閻委員)

他県にはない問題は自殺。本県には位置付けているんですね、6ページに。

(一由会長)

自殺というのは、4ページの下から2行目のところに挙がっているけれども、これが長野県の現行の政策では何か項目として位置付けているのかという御質問ですか。これは位置付けてはいないけれども、他県では挙がっている例として理解すればいいんですよね。

(人権・男女共同参画課 清水課長)

そうですね。自殺に対する取組としては行っておりますが、人権政策というカテゴリとしては入れていないという意味でございます。

(閻委員)

むしろ、人権問題の究極は死に至るという自殺の問題ですね。この資料1-2の報告書から見ても分かるように、長野県はかなり多いです、300人も。特に若者の自殺率が高いという特徴があるので、彼らの人権についてはどうなっていますか、本当に心配です。むしろ彼らの人権に関してはちゃんと位置付けないといけないと思います。県内外の他の大学と比べても信大生の自殺率も決して低いとは思えません。それについては、本当に今までは表に出さないようにしているんですが、減る傾向がおそらくまだ見られないのが現状でしょうか。学生の一人ひとりには人権があって、いわゆる自殺の原因として、一つは学校問題なので、学生は教員や周りの人間関係などのトラブルを抱えて、精神的に追い込まれているケースもあり、その中に人権問題に関わる場合があるかどうか、ぜひ議論して何か位置付けしておく必要があると思います。これは単なる個人の精神的、心理的な問題に終わらないようにしてほしいです。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。自殺という現象について、きちんと位置付けた方がいいんじゃないかという御意見です。今のところは、私も自殺についてはそれ自体が大変深刻な問題であるというのは当然の前提がありまして、政策の位置付けとの関係で迷いというか、私もこの辺は皆さんにぜひお聞きしたいと思うのは、自殺というのはいろいろなことがあっての結果だと思うんですね。例えば、その背景には先生が今おっしゃったようないじめがあったり、あるいは貧困があったり、病気があったり、場合によってはハラスメント、セクハラとか、あるいは犯罪被害というような現象があって、政策の整理としては、自殺というその結果に着目して項目にするのがいいのか、その原因となっているいじめとかハラスメント、パワハラ、セクハラ、アカハラも含めてですが、そっちの原因の方に着目して整理するのがいいのか。もしかしたら二者択一ではないのかもしれないですけども、そういうところはあるかなと思います。

例えば、犯罪被害者などは今独立項目として入っているところですし、いじめももちろん子どものところに入っているんで、そこをどう位置付けるかというのはあるかなと思います。自殺自体について重要だというのは、皆さん異論がないところかなと思いますけれども、位置付けの仕方ですね。今、私が言ったようなことも含めて、御意見とかありますか。自殺のことは。

そうしましたら、今出た御意見を踏まえて、またどういう整理の仕方がいいのかというのは、事務局サイドで考えていただけることかなと思いますので、その出てきたものを見て議論していくという感じでよろしいですか。

では、それ以外のことについて何かございますか。

和田委員、お願いします。

(和田委員)

6ページに幾つかの項目で、長野県の基本方針で今位置付けがないものという例が列記されている中で、災害という項目も入ってまいりました。能登でも大変な災害になりましたけれども、長野県内でも災害が頻発する、気候危機等のこともありますし、そういう中で、危機管理に係る部署での女性の配置が長野県はあまりにも弱いと。市町村も含めて弱いというふうなことを言われて、私もショックを受けたところですけども、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等要支援の方々への配慮だけでなく、そういう視点から行くと、やはりこの災害という項目で位置付けていくことも大変重要なことだと感じているところです。

先ほどヤングケアラーについて、それから引きこもり、事情はそれぞれですけども、その様子が把握しづらいからこそ、この人たちの人権に対してどう配慮していくのかということが、今までも私たちから見えにくいということで、置き去りという言い方はないかもしれないですけども、気が付きが遅かったというふうな思いもありますので、ぜひこういう点でもしっかりと位置付けがされればと思います。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。今の点について、何か御意見とかございますでしょうか。

長谷川委員、お願いします。

(長谷川委員)

私も今、6ページに挙がっておりました自殺のところと、ヤングケアラーはコメントしたいと思っていました。医療現場におりまして、また特に子どもの関係におりまして、非常に近いテーマです。

実際自殺のことにつきましては、県の精神保健福祉センターの方々を取組に私も少し関わらせていただいたり、実質はいろいろ動いていらっしゃることは分かっておりますので、先ほどのように、きちんこの文言を政策の中に入れる形でさらに明確にやっていただきたいと思いました。

それで、ヤングケアラーの方も、実際は恐らく自殺と同じようにいろいろな角度からの捉え方とさまざまな当事者がいると思っています。特に子どもの権利侵害と書いていただきましたように、やはり子どもの健やかな心身の発育・発達のための環境整備と支援という意味でしたら、例えば、心の支援課の取組ですとか、こども・家庭課の児童相談の方ですとか、あと教育関係のところにな重なっていく施策として出していただけたらと思います。

もう少し具体的に言いますと、できることはたくさんありまして、今行われているような

事業と非常に同じような形で、例えばパンフレットとかポスターで学校や病院とかに、こういうことも相談できるんだよというような相談事業の中の具体例の中に入れていただいたりとか、あとは病院や学校ですと、少年期の若いお子さんがいらっしゃる保護者が闘病されたり亡くなったりするということを把握する立場にいらっしゃいますので、そちらからアプローチしやすいような何かを、例えばパンフレットをつくっていただいたり、スクールカウンセラーさんたちの活動の中にも、そういうような子どもたちに積極的に声をかけていくというような形で、もう既にあるものの中に落とし込んでいけるとと思いますので、意識して文章の中に入れていただくという形でやっていただけたらいいなと思います。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

菅沼委員、お願いします。

(菅沼委員)

1点は4ページ、以前の審議会でも、属性というところの性的指向及び性同一性障がいはというのは、独立した一項目にするということを発言させていただきましたので、引き続き御検討いただければというのが一つです。

それから6ページのところで、項目が皆あがってしまうとまずいかなという思いはあるんですけども、さらに環境について、これは項目を一つずつ並行して並べるというよりも、その大前提みたいなことで、取り上げていただきたい。今の大きな洪水とか、コロナにしても、かなり人間の行動によって生じている部分があって、せつかく何百年も積み重ねてできた人権というものが一挙に壊れてしまうというものがあるわけですので、人権の大前提として環境の変化に対してどういう生き方をするかとか、どういう姿勢で臨むかということは必要だろうと思います。

これを言うと、たぶん人権だけじゃなくて、全ての施策の先頭に来ちゃうような気もするんですけども、人権を考える上では、今のこういう状況を見ると、大前提としてそういうものを据えてほしいという思いが強いです。

(一由会長)

ありがとうございました。環境のところは、今、私も聞いていて、まさに菅沼委員がおっしゃるように、環境が害されれば人権が直ちに、それは公害ですね、四大公害の例を見るまでもなく大変な人権侵害に発展するという基盤的なところと言うんでしょうか。だからそれは位置付けとしては個別項目というよりは、何か前文というか、その中に反映させるのか、項目としても位置付けるのかということところは考えどころはあると思うんですけども、確

かに環境というのはおっしゃるとおり大変重要で、長野県は本当に環境が豊かで美しいところですので、そこはまた御検討いただければと、私からもお願いします。

あと、私の意見を忘れないうちに申し上げておくのですが、先ほど災害のことについて言及がありましたけれども、今回の能登の地震なんかで現在進行中ですが、災害それ自体は誰かのせいではない、地震とかは誰かのせいではありませんが、その後の自治体の支援の仕方とかで私がちょっと気になったのは、ニュースで今回能登の件で、女性の生理用品の問題が報道されていて、私は男性ということもあるのか、そういうことについてあまり思いが行き届いていなくて反省したところでもあります。そういうものが、石川県もちろん頑張っているし、国も頑張っているんですけども、なかなかそういうところが軽視されているとか、女性の側からすると、食料とか水と同じぐらい大切なものなんだけれども、それが行き渡っていない、軽く扱われているんじゃないかみたいな報道がありましてもっともだなと思った次第です。

だからそれは防災対策とも絡むのでしょうけれども、一方で、被災者の人権という意味では、本当に特に女性にはそういったものを手厚く準備しておいて、被災された方には迅速にそういったところが不足しないように体制を整えることも県としては考えていただいてもいいのかなと思いました。

あとはここにも書いてありますように、やはり災害が起きると特に弱い人にしわ寄せが行く。高齢者だったり、障がい者だったり、子どもであったり、外国人であったりというのがあると思いますので、この災害というのも、やはり私としては人権侵害が生じやすいことだと。今インターネットという位置付けがありますけれども、属性というよりは、人権侵害が生じやすいシチュエーションというような位置付けのところに災害というのも位置付けて、そこで、もちろん全ての人が災害で大変なんですけれども、その中でも特に女性だったり、子どもだったり、障がい者だったり、高齢者の方というのは、この属性とリンクするような形でいいと思うんですけども、そういう形で位置付けていただくのもいいのではないかと思います。私の方でいろいろしゃべって申し訳ありません。

ほかの御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

私としてはこれは前から申し上げているので、今の話と似ていますが、人権侵害が生じやすいシチュエーションということと言うと、今インターネットがあるけれども、もう一つはやはり職場ですね。申し上げたとおり、職場がなぜ生じやすいかと言うと、基本的には組織であるからだと思うんですね。権力関係がそこに存在するので、それが例えば病理現象としてパワハラだったり、セクハラだったり、アカハラだったりというのが発生しやすい。ごめんなさい、アカハラはいろいろあると思いますけれども、パワハラなんかはその典型で、やはり人権侵害が生じやすいシチュエーションというのは働き方の問題としてはあるし、それがさっき言ったように長時間労働から過労自殺につながるとか、自殺の問題にも派生してくるし、場合によっては貧困の問題にもつながる。不当に安い賃金でされていたり、そういう問題はあると思うので、この職業や雇用というところもその人権侵害が生じやすい

シチュエーションの一つとして位置付けると、割と取り込めるのではないかとはおもっています。そういう意味では、この「職業や雇用」という項目は追加を検討するに値するのではないかとおもっています。

ほかにはございますか。既存のところでも構わないと思うんですけども、既存のカテゴリの中でもこれが触れられていないんじゃないかとか、子どもというカテゴリはあるんですけどどうかとか、そういう御意見でもいいとは思うんですけども。今日御意見をいただいていない方に聞いてみたいと思いますが、塚田委員、何かございますか。なければならない結構ですけども。

(塚田委員)

人権擁護委員として相談事業の一端を担っている関係で、先ほどの人権の相談の内容について、関心を持って聞かせていただきました。ありがとうございます。

(一由会長)

小林委員は、何かございますか。

(小林委員)

特にはございませんけれども、皆さんのおっしゃっていたとおりで、やはり環境なんかは全体的な部分を指してくるので、前段のところでも述べられるということですのでごくいいなと拝見しておりました。また高齢者の部分で、たぶんヤングケアラー等々が議論されているものも出てくるのかなとおもいますので、これは特段外に出してということでもなく、でも何か高齢者の分野であったり、就労の部分であったり、ところでのヤングケアラーみたいなところが考えられていくのかなとおもっています。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

清水委員は、いかがでしょうか。

(清水委員)

私は子どもに関わる仕事をしているので特に思うのですけれども、子どもの人権が守られるか守られないかというのは、やはり大人の社会が安定しているか安定していないかというところが大きく関わってくるとおもっています。例えば、大人の世界で貧困があれば、当然子どもたちには影響してくる。じゃあ、その子どもの人権を守るために何をしていたかきやいけないかという、子どもに関してはかなり広い視野で人権を考えていただかないと、ちよつと取り残されがちかなとおもっています。

ヤングケアラーという部分に関しても、子どもの視点でいけば、例えば大人の世話をさせ



られているというふうになれば虐待の問題になってきます。そうすると、子どもの人権だったりヤングケアラーという言葉ではなくて、例えばこども・家庭課が管轄されている虐待防止とか、虐待予防というところにも広く影響してくると思うので、子どもに関しては、やはり人権だけではなくて、もう少し大きく視野を広げて捕らえていただいた方がいいのかなとは、いろいろな資料を読ませていただく中で感じました。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

では、一通り委員からは御意見をいただいたかと思いますが、ほかに特にあれば伺いますが。

では、お願いします。

(中島委員)

それぞれの項目についていろいろ見ていて、「法務省 啓発活動強調事項」という項目を見させていただきまして、家族ということをつけ加えているところがあります。私は、それぞれの課題の中に、家族が人権侵害を受ける場合が非常に多い。例えば、高齢者の問題の中でもそれを介護している家族に対するケアができていいのか、また人権があるんじゃないかと考えていくと、それぞれの項目に家族を忘れてはいけないのではないかと思います。その項目の中の啓発活動の重要な事項に、家族を忘れないように加えていってほしいなと思います。

犯罪被害者のことが人権教育のための国連 10 年行動計画で出てきたときは、ちょっと驚いたんですけども、この家族はどうなのか。例えば、県内でもいろいろな事件が起きたときに、その当事者、犯罪を犯した人の家族がどういう状況に置かれているのか。これも考えていかななくてはいけないんじゃないかと。だんだんに刑を終えて出所した人から、今度は犯罪被害者と来ましたが、それぞれに家族がいて、その人たちはどのような状況で生活しているのか忘れてはいけない視点ではないかと思います。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。加害者の家族というのは、実は弁護士会でも取組が少しずつ始まってまして、今までは当然被害者ないしはその御家族で、法務省のところにも 11 番に入っていますが、加害者自体は犯罪行為をした人なので、裁判とかある程度報道されるのはやむを得ないところはあるにしても、その家族自体が悪いことをしたわけではないのに、メディアから過剰にバッシングされたり、あたかも家族が悪いことをしたかのように世間から非難されてそこに住めなくなったりとか、最悪自殺に追い込まれたりという、重大犯罪の場合は御家族が責任を感じて自殺をするということも実際にあるわけですし、その辺は弁護士会も、今までそこが置き去りになっていたよねということで取り組んではいます。今の

御意見は、大変傾聴に値するかと思っています。

では、時間の関係もありますので、この議題については以上にさせていただきます。

次に、(4)の報告事項で、パートナーシップ届出制度の件ということで、事務局の方で御説明をお願いします。

(人権・男女共同参画課 清水課長)

では、御説明申し上げます。資料の4-1を御覧いただきたいと思います。

昨年創設をいたしました「長野県パートナーシップ届出制度」について御報告をいたします。

「1 経過」にございますとおり、制度は昨年の4月に実施要綱を制定いたしまして、8月1日に施行したものでございます。昨年12月末までに10組の方々に、お互いのパートナーシップ関係を証明する届出受領証等を交付しているということでございます。

「2 制度の趣旨」にございますとおり、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消して、生活上の障壁を取り除くことを目指すものでございまして、併せて県民の皆様の性の多様性への理解促進を図るというものでございます。

「3 制度の基本設計」にございますとおり、少なくとも一方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとすることを県に届け出ていただくという制度でございまして、県は届出受領証等を交付いたしまして、届出があったことを証明するというものでございます。これによりまして、戸籍や住民票の記載が変わるというものではございません。

また「5 届出の方法等」の(2)の二つ目の○にございますけれども、届出受領証等にはお子さんの名前も記載できるとしてございまして、例えば、お子さんの保育園等の送迎とか、病院等でも対応できるようにしているところでございます。

資料の4-2をお願いいたします。この制度に対応する県のサービス、行政サービス等として挙げてございます。

1の届出受領証等の提示が必要な行政サービスとして、県営住宅への世帯としての入居申込み。また2の行政サービス等の利用に係る証明手段とし得るものとして、県立の医療機関における治療等の同意、あるいは犯罪被害者等の遺族見舞金の給付などに対応しているところでございます。

参考の1、こちらはパートナーとの生活において利用可能なサービスということで、そもそもパートナーシップ制度にかかわらず利用できるものでございますけれども、当事者の皆様がためらわずに利用できるよというところで御案内をしているところでございます。

また、参考の2番でございます。県は雇用主として職員の福利厚生等にも対応しているという状況でございます。

資料の4-3をお願いいたします。この制度に対応する市町村の行政サービス等につきましては、昨年5月に、県と市町村との協議の場におきまして、ここに記載した7項目につ

きまして、各市町村において速やかに提供するように努めるということを確認いたしております。現在市町村に順次対応を進めていただいております。県は市町村の提供状況を県のホームページで公表しているというところでございます。

その状況を資料の4-4に記載してございます。市町村の行政サービスの対応状況を、昨年の12月末現在ということで記載してございます。既に多くの市町村で対応いただくとともに、また準備を進めていただいているという状況でございます。

また、参考までに2として、民間事業者のサービスの例を記載してございます。例えば、一つ目であれば、生命保険金の受取人にパートナーを指定するですとか、身近なところでは、最後の携帯電話料金の家族割の適用といったようなことが事業者によって行われているという状況でございます。

以上が概要でございます。性的マイノリティの方々の生きづらさの解消というものに寄与できるように、今後とも性の多様性に関する啓発に努めながら、制度を運用してまいりたいと考えております。

また、今回御参考までに制度の周知パンフレットを添付させていただきました、併せて御覧をいただければと思います。

報告は以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございました。今の報告についてご質問等ございましたらお願いします。

特によろしいですか。では、この制度については以上のとおり御報告いただいたということにしたいと思います。

それでは、予定していた議事は以上ですけれども、全体を通して何か御意見とか言い忘れたこととかございますでしょうか。特にないですか。

それでは、特にないようですので、以上で議事の方を終了いたします。円滑な議事の進行の御協力に感謝申し上げます。

それでは事務局に進行をお返しします。

#### 4 閉 会

(事務局 小泉企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。熱心な御審議をいただきました。本日お答えができなかった御意見につきましては、後日文書にて回答させていただきます。

それでは最後に、清水人権・男女共同参画課長から閉会の挨拶を申し上げます。

(人権・男女共同参画課 清水課長)

本日は貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。今期の委員の皆様の任期は今年度末をもって満了ということになっておりますが、今後もぜひそれぞれの立場で、御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

大変ありがとうございました。

(事務局 小泉企画幹兼課長補佐)

以上をもちまして、「令和5年度長野県人権政策審議会」を閉会いたします。ありがとうございました。

(了)